

人権方針

ファナック株式会社

制定 2019年7月29日

FA とロボットとロボマシンの総合メーカー ファナック株式会社は、人権の尊重をすべての活動の基本原則と考え、事業に関わるすべての人々の人権を尊重します。

法令と国際行動規範

- 国連ビジネスと人権に関する指導原則に基づき、世界人権宣言、国際人権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約および経済、社会、文化的権利に関する国際規約）、国際労働機関（ILO）「労働の基本原則および権利に関する宣言」などの国際規範で定義される人権を尊重します。
- 各国の関連法令の遵守を徹底します。法令と国際規範に乖離がある国や地域においては、可能な限り国際規範を優先とする取り組みを目指します。

人権デュー・ディリジェンス

- 潜在的・実際の人権リスクを評価・特定し、その人権リスクを防止または軽減する施策を実施します。
- 当社事業に関連するビジネスパートナー等が人権に対する負の影響に関連している場合には、これらのパートナーや関係者に対し、人権を侵害しないよう働きかけます。
- 当社事業が、人権に対する負の影響を引き起こしたり、関与したことが明確である場合、その救済に努めます。また、必要な苦情処理等の仕組みを構築します。

人権の重点課題

以下の項目を当社の人権における重点課題として取り組みます。

<差別の禁止>

- 性別、年齢、国籍、民族、人種、出身地、宗教、信条、障がいの有無、性的指向、性自認等に基づく差別の禁止

<労働者の権利尊重>

- 労働安全衛生の確保
- あらゆる形態のハラスメントの禁止
- 児童労働、強制労働の禁止
- 外国人・移民労働者の権利の尊重
- 結社の自由と団体交渉権の尊重
- 低賃金労働(最低賃金・生活賃金未満の労働)の防止
- 長時間労働の防止

<脆弱な人々への権利尊重>

- 事業に関連する地域住民、先住民族の権利尊重
- 女性、子ども、障がい者、マイノリティ、高齢者等の人々の権利尊重
- 鉱物調達に関わる紛争や人権侵害への加担の回避

<プライバシー・個人情報保護>

- 顧客、従業員、その他関係者に関するプライバシーの尊重、個人情報の保護

コミュニケーション・教育

- 人権方針を、当社および関係会社の全社員に周知徹底します。
- 人権に対するリスクや影響に対する措置等について、関連するステークホルダーと対話を行います。
- 本方針および関連する取り組みについて、適切に情報開示、報告を行います。